

かもめ訪問看護ステーション 運営規程

事業所番号 1367192081 東京都



医療法人社団 福 寿 会
かもめ訪問看護ステーション

かもめ訪問看護ステーション 運営規程

第1条 (事業の目的)

この規程は、医療法人社団 福寿会（以下「法人」という。）が設置するかもめ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。
- 4 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定訪問看護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第3条 (事業の運営)

- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

第4条 (事業所の名称及び所在地)

訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：かもめ訪問看護ステーション
- (2) 所在地：東京都足立区関原3丁目37番22号

第5条 (職員の職種、員数及び職務内容)

ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営を行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合はステーション他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設などに従事することができるものとする。
- (2) 看護師職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上。(内、常勤1名以上)
訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数 ※必要に応じて雇用する。
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてリハビリテーションを担当する。

第6条 (営業日及び営業時間)

ステーションの営業日及び営業時間は、事業者 医療法人社団福寿会職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日は通常月曜日から土曜日までとする。
日曜日、国民の祝日、振替休日及び12月30日から翌年1月3日までの年末年始は休日とする。
- (2) 営業時間は月曜日から土曜日、午前9時00分～午後5時30分までとする。

第7条 (利用時間及び利用回数)

居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
ただし、医療保険適用となる場合を除く。

第8条 (訪問看護の提供方法)

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整を求め対応する。

第9条 (訪問看護の内容)

訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状、障害の観察、食事（栄養）の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助
- (2) カテーテル管理、褥瘡の予防・処置、その他、医師の指示による医療処置
- (3) 家族への介護方法や療養上の助言・指導、相談、家族の健康管理
- (4) リハビリテーションに関すること
- (5) ターミナルケア・認知症患者の看護

第10条 (衛生管理等)

- 1 事業における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 2 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第11条 (緊急時における対応方法)

- 1 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医の連絡が困難な場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第12条 (利用料等)

- 1 ステーションは、基本利用料として健康保健法及び介護保険法に規定する別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- 2 ステーションは、基本利用料のほか看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当するときは、その他の利用料として別表の額の支払いを、利用者から受けるものとする。
 - (1) 第7条第1項で定めた2時間を超えた場合
 - (2) 訪問看護と連続して行われる死後の処置料
- 3 ステーションは、実費負担の利用料として、必要な医療材料の費用を利用者から受けるものとする。
- 4 ステーションは、前3項の料金の支払いを受けたときは、基本利用料とその他の利用料（個別の費用毎に区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、基本利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関して説明を行い、その理解を得なければならない。

第13条 (通常業務を実施する地域)

ステーションが通常業務を行う地域は足立区内、下記とする。

青井1～6丁目、足立1～4丁目、伊興1～5丁目、伊興本町1～2丁目、入谷1～9丁目
 梅島1～3丁目、梅田1～8丁目、扇1～3丁目、興野1～2丁目、加賀1～2丁目
 栗原1～4丁目、弘道1～2丁目、江北1～7丁目、古千谷1～2丁目、古千谷本町1～4丁目
 皿沼1～3丁目、鹿浜1～8丁目、島根1～4丁目、関原1～3丁目、竹ノ塚1～7丁目
 中央本町1～5丁目、椿1～2丁目、舎人1～6丁目、西綾瀬1～4丁目、西新井1～7丁目
 西新井栄町1～3丁目、西新井本町1～5丁目、西伊興1～4丁目、西加平1～2丁目
 西竹ノ塚1～2丁目、西保木間1～4丁目、花畑1～6丁目、東伊興1～4丁目

東保木間 1～2 丁目、東六月町、一ツ家 1～4 丁目、平野 1～3 丁目、保木間 1～5 丁目
保塚町、堀之内 1～2 丁目、南花畑 1～5 丁目、本木 1～2 丁目、本木北町、本木西町
本木東町、本木南町、谷在家 1～3 丁目、六月 1～3 丁目、六町 1～4 丁目

第 14 条（相談・苦情対応）

- 1 ステーションは利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存する。

第 15 条（事故処理）

- 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、当該利用者の契約終了日から 2 年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第 16 条（虐待防止に関する事項）

- 1 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための指針の整備
 - (2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (3) 措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区担当者に通報するものとする。
- 3 当該利用者また他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様・時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 17 条（業務継続計画の策定等）

- 1 ステーションは感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 ステーションは従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 ステーションは定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 18 条（その他運営についての留意事項）

- 1 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。退職後も同様とする。
- 3 個人情報取扱については、別紙個人情報使用同意書による同意を得て、提供については必要最低限のものとする。又、提供に当たっては、関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこととする。
- 4 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保管しなければならない。
- 5 ステーションは、適切な指定訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 12 月 21 日から施行する。

この規程は、令和 元年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別紙【かもめ訪問看護ステーション利用料金表】

《介護保険》

		単 位	1 割負担	2 割負担	適 用
基本利用料	2 0 分未満	314	358 円	716 円	1 回につき
	3 0 分未満	471	537 円	1074 円	
	3 0 分～6 0 分未満	823	939 円	1877 円	
	6 0 分～9 0 分未満	1,128	1,286 円	2,572 円	
准 看 護 師 の場合 90%	早朝・夜間 加算（ 6：00 ～ 8：00 ）（ 18：00 ～ 22：00 ） 25/100 を所定の単位に加算				
	深 夜 加 算 （ 22：00 ～ 6：00 ） 50/100 を所定の単位に加算				
PT・OT・ST の場 合	2 0 分～4 0 分 (サービス提供体制加算Ⅰは2回分)	588	671 円	1,341 円	1 回につき
各 種 加 算	サービス提供体制加算Ⅰ	6	7 円	14 円	1 回につき
	看護体制強化加算（Ⅱ）	200	228 円	456 円	月 1 回
	退院時共同指導加算	600	684 円	1,368 円	退院・退所時
	初回加算（1）退院、退所日に訪問した場合	350	399 円	798 円	初回のみ
	初回加算（2）退院した翌日以降に訪問	300	342 円	684 円	初回のみ
	緊急時訪問看護加算	600	684 円	1,368 円	月 1 回
	24 時間連絡体制にて必要時緊急訪問を希望する場合				
	特別管理加算（Ⅰ）	500	570 円	1,140 円	月 1 回
	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態。				
	特別管理加算（Ⅱ）	250	285 円	570 円	月 1 回
	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等。				
	口腔連携強化加算	50	57 円	114 円	月 1 回
	複数名訪問看護加算（Ⅰ） 看護師 2 名				
	30 分未満	254	290 円	579 円	1 回につき
60 分未満	402	459 円	917 円		
複数名訪問看護加算（Ⅱ） 30 分未満			201	230 円	
看護補助者と看護師 60 分未満	317	362 円	723 円		
ターミナルケア加算	2,500	2,850 円	5,700 円		
死亡日および死亡日前 14 日前に 2 日以上ターミナルケアを実施していること （ターミナルケアを行った後 24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）					
そ の 他	死 後 の 処 置	1 0, 0 0 0 円		該 当 月	
	「かもめ訪問看護ステーション」の利用者に限る				

《 介護予防訪問看護 》

		単 位	1 割負担	2 割負担	適 用
基本利用料 准 護 師 の場合 90%	20分未満	303	346 円	691 円	1 回につき
	30分未満	451	515 円	1,029 円	
	30分～60分未満	794	906 円	1,811 円	
	60分～90分未満	1,090	1243 円	2,486 円	
加算	看護体制強化加算	100	114 円	228 円	月 1 回
PT・OT・ST の場合	20分～40分 (サービス提供体制加算Ⅰは2回分)	568	648 円	1,295 円	1 回につき

※ 介護保険負担割合証の負担割合により、自己負担金が「1割」「2割」となります。

※ PT：理学療法士 OT：作業療法士 ST：言語聴覚士

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護》

		単 位	1 割負担	2 割負担	適 用
基本利用料 准 護 師 の場合 90%	要介護1	2,961	3,376 円	6,751 円	1 月につき
	要介護2				
	要介護3				
	要介護4				
	要介護5	3,761	4,288 円	8,575 円	

※登録期間が1月に満たない場合、月ごとの定額制となっているので、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合は、日割りの計算を行います。